

小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）に寄せられたパブリックコメント（意見・要望）に対する市の考え方
 募集期間：平成24年12月17日（月）から平成25年1月16日（水）
 意見提出数：4人・12件

No.	条例項目	寄せられた意見・要望	意見・要望に対する検討結果
1	—	墓地条例の改正に当たり、宗教法人の意見を聞く場を設けてほしい。また、利潤を求める霊園経営会社と宗教法人の活動を同様に捉え、一律に規制を強化することに反対する。	今回の条例改正の趣旨は、小金井市で墓地等の経営を行う経営主体に安定した経営を行ってもらうこと、および近隣住民との円満な共存を目指すことです。 また、条例（案）が市議会にて可決された場合は、改正内容の周知に全力を尽くす所存であり、意見交換会、説明会等の開催は考えておりません。
2	—	墓地経営のハードルを高くする条例改正は、高齢化、少子化、核家族化の進む時代によく耳にする「自分一人で行けるお墓が自宅近くにほしい。」という声に沿わないものではないのか？	市は、墓地経営においては、参拝者にとって参拝しやすい墓地であることと同時に、公衆衛生その他公共の福祉の見地から利害関係者にあたる近隣住民と共存したものであること、および景観に配慮したものであることが重要であると考えており、この条例改正は近隣住民との円満な共存、および周辺環境との調和のために必要なものであると考えています。
3	第6条	標識の設置について、宗教法人法に基づく公告の期間との優先順位はどうすべきか？ また、規則第9条で定められている90日の根拠と妥当性が理解できない。近隣住民に説明を行うのであれば標識設置は不要と考える。	本条例に定められている標識の設置に関する規定は、都条例でも規定されており、かつ、墓地等に関する根拠法令は宗教法人法ではなく、墓地・埋葬に関する法律であることから、市条例での規定に問題はないと解釈しています。 また、90日前の標識設置を定める理由は、墓地等の設置または変更の計画については、利害関係者である近隣住民はもとより、近隣施設の利用者（例えば、近隣の小中学校に通う生徒の保護者）など、広く市民に周知する必要があるためであり、十分な周知を行う上で90日以上は必要であるとと考えています。
4	第7条	現実に近隣住民を100m以内とするのは無理があり、200m以内が本当の近隣であると考えている。 また、条例第16条の市長の許可というのは、これらの条件を満たした所なのか、事象が発生した時に改めて判断することなのか？	本条例における「近隣住民」の定義については、小金井市の現状に鑑み、100mは墓地と近隣住民との円満な共存を目指す上で必要な距離であると考えています。 また、条例第16条の市長の許可は、ただし書のとおり、必ずしも100m以内に住宅等が存在しない場所でもなく、100m以内の近隣住民への説明の結果等を基に、公衆衛生その他公共の福祉の見地、景観への配慮等から市が総合的な判断を行います。

5	第7条	<p>条例第7条、規則第13条第2項第3号の規定に関わらず、口頭等の指導により、100m以内の住民全員の同意を必要としたり、協定締結を義務づけることはあってはならないことと考える。</p> <p>また、協定の内容は条例第8条各号以外の要件であってはならないはずなので、明記すべきと考える。</p>	<p>市では、100m以内の近隣住民については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から利害関係者にあたることを考えており、申請予定者による十分な説明を行い、100m以内の近隣住民の大方の理解があることは市長の許可を出すにあたり必要な要件であると考えています。</p> <p>また、説明会等を通じて近隣住民から寄せられる意見、要望の内容は多種多様におよぶものと考えており、協定の内容の要件は、条例で限定列挙するにはなじまないものと考えています。</p>
6	第5～8条	<p>条例第5～8条について、昔から墓地を営んでいる教会、寺院等になぜ厳しくするのか理解できない。自由な宗教活動の妨げにならないようお願いしたい。</p> <p>備え付け書類の提出が、以前の東京都が所管していた時と違う意味は何か？</p>	<p>今回の条例改正の趣旨の1つは、墓地等と近隣住民との円満な共存を目指すことであり、市として宗教法人の宗教活動を妨げる意図はありません。</p> <p>また、提出書類につきましては、東京都所管の時の手続と大きな差異はありません。</p>
7	第9条	<p>墓が近くに存在することで、すべての事象が移り変わってゆくという自然の原理原則、生老病死を体験的に子どもたちが学んでいくことにつながり、墓地を学校等から遠ざけることが果たして良いことなのか疑問に思う。</p>	<p>小金井市の現状に鑑み、100mは墓地と近隣住民や近隣施設の利用者との円満な共存を目指す上で必要な距離であると考えています。</p>
8	第10条	<p>条例第10条第5号、規則第15、16条の緩衝帯、緑地の規定は現実的ではないので、条例第10条第1号の垣根の規定を活用すべきと考える。</p>	<p>緩衝帯については、公衆衛生その他公共の福祉の見地および景観への配慮から、緑地については小金井市の豊かな水と緑を生かした街の風景・暮らしを守るために必要な規定であると考えています。</p>
9	第10条	<p>条例第10条第5号、規則第15、16条の緩衝帯、緑地の規定について、緑地割合を増やすことは小金井市の喫緊の課題であるこみ対策面でマイナスではないのか？また、他の施設においても緩衝帯、緑地について同様の規定はあるのか？</p>	<p>小金井市では、緑地から生じるごみ（枝木）については現在資源化しており、ごみ対策面で問題が生じることはないと考えています。</p> <p>また、数値は施設の実態に応じた差はありますが、大規模建物（マンション等）の建設に際しては、一定割合の緑地を設けるよう規定を整えています。</p> <p>緩衝帯については、墓地という特性上、公衆衛生その他公共の福祉の見地および景観への配慮から必要であると考えています。</p>
10	第10条	<p>現行15%の緑化要件を20%に引き上げる理由は何か？</p> <p>樹木が多いことで犯罪の危険性が高まったり、鳥のフンなどの問題が起こる可能性があり、緑は墓地にとって多いほど良いのではなく、適度であることが必要と考える。</p>	<p>小金井市は、武蔵野の豊かな緑に囲まれた市であり、豊かな水と緑を生かした街のたたずまいや風景・暮らしを守るために必要な改正であると考えています。</p>

11	第10条	<p>新たに緩衝帯の規定を設けた理由は何か？ 緩衝帯があることで犯罪の危険性が高まったり、広大な土地のない小金井市の現状に鑑みて、街づくり、墓地経営両方の観点から当該規定はマイナスに作用すると考える。</p>	<p>緩衝帯については、墓地という特性上、公衆衛生その他公共の福祉の見地および景観への配慮から必要であると考えています。</p>
12	第11条	<p>条例第11条第2号の納骨堂の設置場所についての規定の根拠は何か？</p>	<p>小金井市の現状に鑑み、公衆衛生その他公共の福祉の見地から墓地と近隣住民との円満な共存を目指す上で妥当な規定であると考えています。</p>